（非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量）

第十一条　前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_T、E_{AC}、E_V、E_L、E_W、E_{EV}、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　誘導設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{AC}　第二条第一項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_V　第二条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_L　第二条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_W　第二条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{EV}　第二条第一項の昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_S　エネルギー利用効率化設備（コージェネレーション設備に限る。次項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。）による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　第二条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）

第十二条　第十条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times \underline{B} + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SAC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、E_{SEV}、B及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　誘導基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SAC}　第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

（新設）

（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）

第十一条　前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times \underline{0.8} + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SAC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、E_{SEV}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　誘導基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SAC}　第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）